

第 6 8 号議案

桶川市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例  
 (桶川市職員の給与に関する条例の一部改正)

**第 1 条** 桶川市職員の給与に関する条例 (昭和 3 0 年桶川市条例第 9 号)  
 の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正前の欄の号の細目に対応する改正後の欄の号の細目が存在しない場合にあつては、当該改正前の欄の号の細目を削る。
- (2) 次の表中、改正後の欄の号に対応する改正前の欄の号が存在しない場合にあつては、当該改正後の欄の号を加える。
- (3) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正前	改正後
(住居手当) 第9条の3 略 2 住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額とする。	(住居手当) 第9条の3 略 2 住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額 <u>(その額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)</u> とする。
(1) <u>前項第1号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に掲げる額(その額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)に相当する額</u>	(1) <u>月額27,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から16,000円を控除した額</u>
ア 月額27,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から16,000円を控除した額	
イ 月額27,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から27,000円を控除した額の2分の1(その控除した額の2分の1が17,000円を超えるときは、17,000円)を11,000円に加算した額	

(期末手当)

第17条の4 略

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、**100分の120**を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「**100分の67.5**」とする。

(勤勉手当)

第17条の7 略

2 略

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に**100分の100**を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に**100分の47.5**を乗じて得た額の総額

(2) 月額27,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から27,000円を控除した額の2分の1(その控除した額の2分の1が17,000円を超えるときは、17,000円)を11,000円に加算した額

(期末手当)

第17条の4 略

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、**100分の125**を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「**100分の70**」とする。

(勤勉手当)

第17条の7 略

2 略

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に**100分の105**を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に**100分の50**を乗じて得た額の総額

**第 2 条** 桶川市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第 1 を次のように改める。

別表第1 (第3条関係)

## 給 料 表

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	162,100	208,000	240,900	271,600	295,400	323,100	365,500	410,300
	2	163,200	209,700	242,400	273,200	297,500	325,300	368,100	412,700
	3	164,400	211,400	243,800	274,700	299,500	327,500	370,500	415,200
	4	165,500	212,900	245,200	276,300	301,400	329,500	372,900	417,600
	5	166,600	214,400	246,400	277,800	303,200	331,500	374,800	419,500
	6	167,700	216,200	248,000	279,500	305,000	333,500	377,300	421,600
	7	168,800	217,900	249,500	281,300	306,600	335,400	379,600	423,700
	8	169,900	219,600	250,900	283,100	308,200	337,300	382,100	425,900
	9	170,900	221,100	252,000	284,800	309,800	339,200	384,500	427,800
	10	172,300	222,600	253,400	286,700	312,000	341,200	387,100	429,900
	11	173,600	224,100	254,900	288,500	314,200	343,200	389,700	432,000
	12	174,900	225,600	256,200	290,300	316,200	345,200	392,300	433,900
	13	176,100	226,800	257,500	292,100	318,200	347,000	394,600	435,600
	14	177,600	228,200	258,700	293,700	320,200	349,000	396,900	437,400
	15	179,100	229,600	259,900	295,100	322,100	350,900	399,100	439,300
	16	180,700	231,000	261,100	296,500	324,000	352,800	401,400	441,200
	17	181,800	232,400	262,300	298,000	325,900	354,500	403,200	443,000
	18	183,200	234,000	263,600	300,000	327,900	356,500	405,100	444,800
	19	184,600	235,500	264,900	302,000	329,800	358,300	407,000	446,600
	20	186,000	236,900	266,200	303,800	331,700	360,200	408,800	448,300
	21	187,300	238,100	267,600	305,500	333,400	362,100	410,600	450,100
	22	189,600	239,700	269,100	307,400	335,400	364,000	412,400	451,600
	23	191,800	241,200	270,700	309,300	337,400	365,900	414,200	453,000
	24	194,000	242,600	272,200	311,100	339,300	367,800	416,000	454,500
	25	196,200	243,600	273,800	312,800	340,700	369,700	417,600	455,900
	26	197,900	245,100	275,500	314,800	342,600	371,600	419,100	457,200
	27	199,400	246,400	277,100	316,800	344,500	373,500	420,600	458,500
	28	200,900	247,600	278,700	318,700	346,400	375,400	422,100	459,700
	29	202,400	248,700	280,300	320,400	348,000	376,900	423,600	460,700
	30	203,800	249,700	281,800	322,400	349,900	378,700	424,900	461,400
	31	205,200	250,600	283,300	324,400	351,700	380,500	426,200	462,200
	32	206,600	251,500	284,800	326,400	353,500	382,100	427,400	462,900
	33	208,000	252,400	285,900	327,600	355,300	383,800	428,600	463,600
	34	209,300	253,300	287,500	329,600	357,100	385,200	429,900	464,400
	35	210,600	254,100	289,000	331,500	358,800	386,600	431,200	465,100
	36	211,900	254,900	290,500	333,500	360,500	388,000	432,400	465,700
	37	213,200	255,600	291,900	335,400	361,900	389,400	433,600	466,200
	38	214,400	256,700	293,500	337,300	363,200	390,600	434,400	466,800
	39	215,600	257,900	295,100	339,200	364,500	391,800	435,200	467,400
	40	216,700	259,000	296,700	341,100	365,900	392,800	436,000	468,000
	41	217,800	260,200	298,200	342,900	367,000	393,900	436,600	468,500
	42	218,900	261,400	299,800	344,800	367,900	395,100	437,300	469,000
43	219,900	262,500	301,300	346,600	368,900	396,200	438,000	469,400	

44	220,900	263,600	302,800	348,400	370,000	397,300	438,700	469,700
45	221,800	264,700	304,400	349,900	370,800	398,000	439,500	470,000
46	222,700	265,800	306,000	351,300	371,700	398,700	440,300	
47	223,600	266,900	307,600	352,700	372,600	399,400	440,700	
48	224,500	267,900	309,100	354,200	373,400	400,100	441,400	
49	225,400	268,900	310,000	355,700	374,200	400,700	441,900	
50	226,300	269,900	311,500	356,500	375,000	401,300	442,300	
51	227,200	270,900	313,000	357,500	375,800	401,800	442,700	
52	228,100	271,800	314,600	358,500	376,500	402,200	443,100	
53	228,900	272,700	316,200	359,400	377,200	402,600	443,500	
54	229,800	273,600	317,800	360,500	377,900	402,900	443,900	
55	230,700	274,500	319,300	361,400	378,600	403,200	444,300	
56	231,500	275,400	320,800	362,400	379,300	403,500	444,600	
57	231,800	276,300	322,200	363,300	379,800	403,800	444,900	
58	232,600	277,200	323,400	364,000	380,400	404,100	445,300	
59	233,300	278,100	324,500	364,700	381,000	404,400	445,600	
60	233,900	279,000	325,600	365,300	381,700	404,700	445,900	
61	234,500	280,000	326,300	365,700	382,100	405,000	446,200	
62	235,200	281,000	327,200	366,300	382,800	405,300		
63	235,800	281,900	328,000	367,000	383,400	405,600		
64	236,300	282,800	328,800	367,700	384,000	405,900		
65	236,800	283,300	329,600	368,000	384,400	406,200		
66	237,300	284,000	330,000	368,700	385,000	406,500		
67	237,800	284,700	330,600	369,400	385,600	406,800		
68	238,400	285,600	331,300	370,000	386,200	407,100		
69	238,900	286,600	332,100	370,300	386,600	407,300		
70	239,400	287,400	332,800	370,900	387,100	407,600		
71	239,900	288,200	333,500	371,600	387,600	407,900		
72	240,400	289,000	334,100	372,200	388,200	408,100		
73	240,900	289,700	334,600	372,500	388,500	408,300		
74	241,400	290,200	335,200	373,100	388,900	408,600		
75	241,800	290,600	335,700	373,800	389,300	408,900		
76	242,300	291,000	336,300	374,400	389,700	409,100		
77	242,800	291,200	336,600	374,800	390,000	409,300		
78	243,300	291,500	337,100	375,300	390,300	409,600		
79	243,800	291,700	337,500	375,900	390,600	409,900		
80	244,300	292,000	337,900	376,400	390,800	410,100		
81	244,700	292,200	338,300	376,900	391,000	410,300		
82	245,200	292,400	338,800	377,500	391,300	410,600		
83	245,600	292,700	339,300	378,000	391,600	410,900		
84	246,000	292,900	339,800	378,300	391,800	411,100		
85	246,400	293,200	340,100	378,700	392,000	411,300		
86	246,800	293,500	340,500	379,200	392,300	411,500		
87	247,200	293,800	341,000	379,600	392,600	411,700		
88	247,600	294,100	341,400	380,000	392,800	412,400		
89	248,000	294,400	341,700	380,400	393,000	412,900		
90	248,500	294,800	342,100	380,900	393,300	413,600		
91	248,800	295,100	342,600	381,300	393,600	414,300		
92	249,100	295,500	343,000	381,700	393,800	415,000		

	93	249,400	295,700	343,200	382,000	394,000	415,500		
	94		295,900	343,600	382,400	394,200	416,200		
	95		296,200	344,100	382,800	394,500	416,900		
	96		296,600	344,500	383,200	395,200	417,600		
	97		296,800	344,700	383,600	395,700	418,100		
	98		297,100	345,100	384,200	396,400	418,800		
	99		297,500	345,500	384,800	397,100	419,500		
	100		297,900	345,800	385,400	397,800	420,200		
	101		298,100	346,100	386,100	398,300	420,700		
	102		298,400	346,500	386,700	399,000			
	103		298,800	346,900	387,300	399,700			
	104		299,100	347,300	387,900	400,400			
	105		299,300	347,800	388,600	400,900			
	106		299,600	348,200	389,200				
	107		300,000	348,600	389,800				
	108		300,300	349,000	390,400				
	109		300,500	349,500	391,100				
	110		300,900	349,900	391,700				
	111		301,300	350,200	392,300				
	112		301,600	350,500	392,900				
	113		301,800	351,000	393,600				
	114		302,000	351,400	394,200				
	115		302,300	351,800	394,800				
	116		302,700	352,200	395,400				
	117		302,900	352,700	396,100				
	118		303,100	353,100					
	119		303,400	353,500					
	120		303,700	353,900					
	121		304,100	354,400					
	122		304,300	354,800					
	123		304,600	355,200					
	124		304,900	355,600					
	125		305,200	356,100					
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円
		188,700	216,200	248,600	263,800	287,100	305,000	310,300	353,500

**第3条** 桶川市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正前	改正後
<p>(期末手当)</p> <p>第17条の4 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>100分の125</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「<u>100分の70</u>」とする。</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第17条の7 略</p> <p>2 略</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の105</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の50</u>を乗じて得た額の総額</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第17条の4 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>100分の122.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「<u>100分の68.75</u>」とする。</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第17条の7 略</p> <p>2 略</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の102.5</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の48.75</u>を乗じて得た額の総額</p>

(桶川市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

**第4条** 桶川市職員の育児休業等に関する条例(平成4年桶川市条例第7号)の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正前	改正後
<p>(育児休業をしている職員の期末手当等の支給)</p> <p>第7条 桶川市職員の給与に関する条例(昭和30年桶川市条例第9号。以下「給与条例」という。)<b><u>第17条の4第1項又は桶川市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和2年桶川市条例第5号。以下「会計年度条例」という。)</u></b><b><u>第13条</u></b>に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間(市規則で定めるこれに相当する期間を含む。)がある職員には、当該基準日に係る期末手当を支給する。</p> <p>2 給与条例第17条の7第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている<b><u>職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。)</u></b>のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。</p> <p>(育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整)</p> <p>第8条 育児休業をした職員(<b><u>地方公務員法</u></b>第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。)が職務に復帰した場合に</p>	<p>(育児休業をしている職員の期末手当等の支給)</p> <p>第7条 桶川市職員の給与に関する条例(昭和30年桶川市条例第9号。以下「給与条例」という。)<b><u>第17条の4第1項</u></b>に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間(市規則で定めるこれに相当する期間を含む。)がある職員には、当該基準日に係る期末手当を支給する。</p> <p>2 給与条例第17条の7第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている<b><u>職員</u></b>のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。</p> <p>(育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整)</p> <p>第8条 育児休業をした職員(<b><u>地方公務員法(昭和25年法律第261号)</u></b>第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。)</p>



において、部内の他の職員と均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の職員の昇給を行う日として市規則で定める日又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。

(部分休業をしている職員の給与の取扱い)

第23条 職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、給与条例第12条(会計年度任用職員にあつては、**会計年度条例**第15条及び第24条)の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給与条例第16条(会計年度任用職員にあつては、会計年度条例第14条及び第23条)に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

が職務に復帰した場合において、部内の他の職員と均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の職員の昇給を行う日として市規則で定める日又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。

(部分休業をしている職員の給与の取扱い)

第23条 職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、給与条例第12条(会計年度任用職員にあつては、**桶川市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和2年桶川市条例第5号。この条において「会計年度条例」という。)**第15条及び第24条)の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給与条例第16条(会計年度任用職員にあつては、会計年度条例第14条及び第23条)に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

(桶川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

**第5条** 桶川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成26年桶川市条例第4号)の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正前	改正後
(特定任期付職員の給与に関する特例) 第7条 略	(特定任期付職員の給与に関する特例) 第7条 略

号給	給料月額	号給	給料月額
1	<u>376,000円</u>	1	<u>380,000円</u>
2	<u>422,000円</u>	2	<u>427,000円</u>
3	<u>472,000円</u>	3	<u>477,000円</u>
4	<u>533,000円</u>	4	<u>539,000円</u>
5	<u>608,000円</u>	5	<u>615,000円</u>

(桶川市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

**第6条** 桶川市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和2年桶川市条例第5号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正前	改正後
<p>(フルタイム会計年度任用職員の期末手当)</p> <p>第13条 任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員の期末手当については、給与条例第17条の4から第17条の6までの規定を準用する。この場合において、給与条例第17条の4第2項中「<u>100分の120</u>」とあるのは、「<u>100分の125</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>(パートタイム会計年度任用職員に対する期末手当)</p> <p>第21条 給与条例第17条の4第1項から第4項までの規定は、任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員(1週間当たりの勤務時間が著しく少ない者として市長が規則で定める者を除く。)について準用する。この場合において、同条第2項中「<u>100分の120</u>」とあるのは「<u>100分の125</u>」と、同条第4項中「それぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員に<u>あっては</u>、退職し、又は死亡した日現</p>	<p>(フルタイム会計年度任用職員の期末手当)</p> <p>第13条 任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員の期末手当については、給与条例第17条の4から第17条の6までの規定を準用する。この場合において、給与条例第17条の4第2項中「<u>100分の125</u>」とあるのは、「<u>100分の135</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>(パートタイム会計年度任用職員に対する期末手当)</p> <p>第21条 給与条例第17条の4第1項から第4項までの規定は、任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員(1週間当たりの勤務時間が著しく少ない者として市長が規則で定める者を除く。)について準用する。この場合において、同条第2項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の135</u>」と、同条第4項中「それぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員に<u>あつては</u>、退職し、又は死亡した日現</p>

<p>在)において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「それぞれの基準日(退職し、又は死亡した職員に<u>あつて</u>は、退職し、又は死亡した日)以前6月以内の在職期間における報酬の1月当たりの平均額」と読み替えるものとする。</p>	<p>在)において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「それぞれの基準日(退職し、又は死亡した職員に<u>あつては</u>、退職し、又は死亡した日)以前6月以内の在職期間における報酬の1月当たりの平均額」と読み替えるものとする。</p>
---	---

**第7条** 桶川市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正後の欄の条に対応する改正前の欄の条が存在しない場合にあつては、当該改正後の欄の条を加える。
- (2) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正前	改正後
<p style="text-align: center;">(会計年度任用職員の給与)</p> <p>第2条 前条の給与とは、法第22条の2第1項第2号により採用された会計年度任用職員(以下「フルタイム会計年度任用職員」という。)にあつては給料、地域手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当 <u>及び期末手当</u>をいい、同項第1号により採用された会計年度任用職員(以下「パートタイム会計年度任用職員」という。)にあつては報酬 <u>及び期末手当</u>をいう。</p> <p style="text-align: center;">(フルタイム会計年度任用職員の期末手当)</p> <p>第13条 任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員の期末手当については、給与条例第17条の4から第17条の6ま</p>	<p style="text-align: center;">(会計年度任用職員の給与)</p> <p>第2条 前条の給与とは、法第22条の2第1項第2号により採用された会計年度任用職員(以下「フルタイム会計年度任用職員」という。)にあつては給料、地域手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、<u>期末手当及び勤勉手当</u>をいい、同項第1号により採用された会計年度任用職員(以下「パートタイム会計年度任用職員」という。)にあつては報酬、<u>期末手当及び勤勉手当</u>をいう。</p> <p style="text-align: center;">(フルタイム会計年度任用職員の期末手当)</p> <p>第13条 任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員の期末手当については、給与条例第17条の4から第17条の6ま</p>

での規定を準用する。この場合において、給与条例第17条の4第2項中「100分の125」とあるのは、「100分の135」と読み替えるものとする。

第14条 略

(パートタイム会計年度任用職員に対する期末手当)

第21条 給与条例第17条の4第1項から第4項までの規定は、任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員(1週間当たりの勤務時間が著しく少ない者として市長が規則で定める者を除く。)について準用する。この場合において、同条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の135」と、同条第4項中「それぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「それぞれの基準日(退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日)以前6月以内の在職期間における報酬の1月当たりの平均額」と読み替えるものとする。

での規定を準用する。

(フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当)

第13条の2 任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員の勤勉手当については、給与条例第17条の7の規定を準用する。

2 前条第2項の規定は、フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当の支給について準用する。

第14条 略

(パートタイム会計年度任用職員に対する期末手当)

第21条 給与条例第17条の4第1項から第4項までの規定は、任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員(1週間当たりの勤務時間が著しく少ない者として市長が規則で定める者を除く。)について準用する。この場合において、同項中「それぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「それぞれの基準日(退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日)以前6月以内の在職期間における報酬の1月当たりの平均額」と読み替えるものとする。

(パートタイム会計年度任用職員に対す

<p>第22条 略</p>	<p>る勤勉手当)</p> <p>第21条の2 給与条例第17条の7の規定は、任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員(1週間当たりの勤務時間が著しく少ない者として市長が規則で定める者を除く。)について準用する。この場合において、同条第2項第1号中「基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは「基準日(退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日。次項において同じ。)以前6月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬の1月当たりの平均額」と、同条第3項中「基準日現在において職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「基準日以前6月以内の在職期間における報酬の1月当たりの平均額」と読み替えるものとする。</p> <p>2 前条第2項の規定は、パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当の支給について準用する。</p> <p>第22条 略</p>
---------------	--

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第3条、第4条及び第7条の規定は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 第2条の規定による改正後の桶川市職員の給与に関する条例及び第5

条の規定による改正後の桶川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定は、令和5年4月1日から適用する。

- 3 第1条の規定（第9条の3の改正を除く。以下同じ。）による改正後の桶川市職員の給与に関する条例及び第6条の規定（第21条の改正（「あつては」を「あつては」に改める部分に限る。）を除く。以下同じ。）による改正後の桶川市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定は、令和5年12月1日から適用する。

（給与の内払）

- 4 第1条の規定による改正後の桶川市職員の給与に関する条例、第2条の規定による改正後の桶川市職員の給与に関する条例、第5条の規定による改正後の桶川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例又は第6条の規定による改正後の桶川市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の桶川市職員の給与に関する条例、第2条の規定による改正前の桶川市職員の給与に関する条例、第5条の規定による改正前の桶川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例又は第6条の規定による改正前の桶川市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ第1条の規定による改正後の桶川市職員の給与に関する条例、第2条の規定による改正後の桶川市職員の給与に関する条例、第5条の規定による改正後の桶川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例又は第6条の規定による改正後の桶川市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定による給与の内払とみなす。

令和5年12月19日提出

桶川市長 小野 克典

#### 提 案 理 由

人事院勧告等に準じて、職員の給料、期末手当及び勤勉手当の改定等をしたいため、この案を提出するものである。